

## (仮) 東郷町南部地域包括支援センター運営業務委託仕様書

本業務は、「(仮) 東郷町南部地域包括支援センターの運営業務委託に係る公募要領」に基づき募集する地域包括支援センターの運営業務委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 件名

(仮) 東郷町南部地域包括支援センター運営業務委託

### 2 地域包括支援センターの設置目的

高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援に関する支援やサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供すること（地域包括ケア）が必要である。

このため、地域の高齢者の心身の健康の保持、保健・医療の向上、福祉の増進、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

自助、互助、共助、公助のコーディネート及び社会資源の開発により、包括的及び継続的な支援を行い、地域包括ケアの推進、深化を目指していく。

### 3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとし、その後については双方の合意のもと契約を延長することができる。

### 4 担当圏域及び担当地区

圏域	担当地区	人口	世帯数	高齢者人口	要支援認定者数
東郷町南部地区	傍示本、祐福寺、部田、白土、春木台、西白土、部田山、清水	22,384	8,605	4,297	165

平成30年4月30日時点

### 5 設置場所

センターの設置場所は、担当圏域内で高齢者の利便性が高い場所とし、受託者が確保する。

### 6 設備・構造

センターの事業所の設備・構造は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 担当圏域内に地域包括支援センターの運営に必要な広さの事務所を設置すること。なお、設置に要する費用は、受託者が負担することとする。

- (2) 事務所は専用の事務室とし、併せて相談室を設けること。ただし、相談室は相談者のプライバシーが確保されるよう別室又は別スペースとする。なお、独自の相談スペースを確保することが望ましいが、他の施設と併設して事務所を設置する場合は、相談スペースの共有は認めることとする。
- (3) 事務室は原則として単独で設置することとする。ただし、止むを得ず他の施設と併設して事務室を設置する場合は、センター業務における情報等が担当職員以外に漏れない等業務を行う上で支障がないよう配慮を行い、事前に町と協議を行うこと。
- (4) 業務に必要な電子機器及び備品は受託者が設置及び維持管理すること。なお、設置及び維持管理に要する経費は、受託者の負担（ただし、平成31年度のみ、開設にかかる費用のうち町が認めるものについて150万円（平成31年度予算計上予定額のため、確定ではありません。）を上限として町が負担する。）とする。
- (5) 施錠できる保管庫等を有し、セキュリティを確保すること。
- (6) センター専用のパソコンを1台以上常備し、インターネット環境及びメールアドレスを確保すること。なお、同パソコンのセキュリティ機能を確保すること。
- (7) センター専用の電話、ファクシミリ回線を開設すること。
- (8) センター等の看板を設置すること。なお、設置に際しては、事前に本町と協議すること。
- (9) 利用者専用の駐車スペースを敷地内又は隣地に確保すること。
- (10) 職員が利用できる業務用の自動車を1台以上確保すること。
- (11) センター業務及び指定介護予防支援事業に必要な地域包括支援センターシステムを導入すること。なお、管理費は公募要領Ⅲの1(1)の委託料に含まれている。

## 7 業務時間

- (1) 開所日  
月曜日から金曜日まで（土日祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。）
- (2) 開所時間  
午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 24時間対応  
開所日・開所時間に関わらず、緊急時の対応ができる体制をとること。また、電話等により24時間対応可能な体制を確保すること。

## 8 業務内容

町では、第7期東郷町高齢者福祉計画の基本理念を「いつまでも住み続けたい 支え合いのまち とうごう」として掲げ、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らす続けることができるよう医療・介護・予防・生活支援・住まいを包括的に提供する「地域包括ケア」の推進と深化に向けて、第6期の基本理念を継承しつつ、施策等の内容を更に発展させて実施している。地域包括支援センターは、以下の事業の実施に当たり、町が行う施策について十分に理解した上で実施する。なお、業務の実施に当たっては、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号）及び「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18

年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号)を踏まえ、適切な方法により行うものとする。

(1) 包括的支援事業

ア 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)(法第115条の45第1項第1号ニ)

第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)は、介護予防・生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)のうち、「基本チェックリスト該当者」に対して、介護予防及び日常生活支援を通じて自立した生活がおくれることを目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、本人の選択に基づき、訪問型サービス(第1号訪問事業)、通所型サービス(第1号通所事業)、その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

当該事業は、後述の(2)「第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る。)」と一体的に行われるものとし、具体的なケアマネジメントの実施方法は、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」(平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振興課長通知)を参考とする。

また、第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとする。

イ 総合相談業務(法第115条の45第2項第1号)

総合相談業務は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

業務の内容としては、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の現状や実態把握を行う。

ウ 権利擁護業務(法第115条の45第2項第2号)

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適正なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的、継続的な視点からの支援を行う。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待や困難事例への対応、消費者被害防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図る。また、地域住民に対し、各制度等の周知啓発を図る。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント業務（法第115条の45第2項第3号）

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設との連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携する。また、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

業務の内容としては、後述する「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行う。

(ア) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）

包括的支援事業を効果的に実現するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療のサービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。そのため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要となる。地域の特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図れるよう留意する。

(イ) 地域ケア会議の実施（法第115条の48）

専門職をはじめ、地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とします。また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結び付けていくことで、本町が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながるよう、町と連携して取り組むこととする。

オ 医療介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。

業務の内容としては、町が進める地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、医療・介護関係者の情報共有支援、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発、在宅医療・介護連携等に関する関係市町村の連携等に対し、町や関係機関と連携をとり、協力して取り組むこととする。

カ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）

医療、介護サービスの提供のみならず、生活支援を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に進めていく。

業務の内容としては、第2層のコーディネーターを配置し、第1層の地域支え合いコーディネーターと協働し、サービス等を担う団体や事業所等と連携すると共に町及び地域支え合い協議体と共に高齢者の生活支援を支えるための体制整備を行う。別途、町と委託契約を締結した上で人員配置し、実施するものとする。

キ 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じて、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて認知症ケア向上を図るための取組を推進する。

業務の内容としては、センターを認知症支援等の機能を強化した「機能強化型センター」として位置づけ、町や関係機関と連携して上記の取組を推進する他、認知症初期集中支援チームの設置及び運営、認知症地域支援推進員の配置、認知症カフェ等の開催、認知症に関する普及啓発、認知症サポーター養成講座による見守り体制づくり等を行うものとする。

(2) 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）（法第115条の45第1項第1号ニ）

総合事業のうち、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を通じて自立した生活がおくれることを目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、本人の選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

(3) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。また、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する。

業務の内容としては、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業及び地域リハビリテーション活動支援事業を町と共に実施する。

別途、町と委託契約を締結した上で、実施するものとする。

(4) 任意事業（法 115 条 45 第 3 項）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行う。

業務の内容としては、地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業として、町が実施する「配食サービス事業」において、利用希望者に対して、家庭訪問を行い「食のアセスメント」を行う。

(5) 指定介護予防支援（法 115 条の 22）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。業務の実施に当たっては、東郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成26年東郷町条例第22号）を遵守するものとする。

8 人員配置等

センターの人員配置については、東郷町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例（平成26年東郷町条例第23号）及び東郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年東郷町条例第22号）を遵守すること。

(1) 職種及び人数

ア センター業務を実施するために、常勤かつ専従の職員を以下の職種ごとに1名以上配置するものとし、センター業務以外の兼務は認めないものとする。なお、業務量に応じ、職員を複数配置する場合には、一部の職員は非常勤でも可能とする。

(ア) 保健師その他これに準ずる者：常勤 1 名以上

(イ) 社会福祉士その他これに準ずる者：常勤 1 名以上

(ウ) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者：常勤 1 名以上

準ずる者としては、以下のとおりとする。

a 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まない。かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者とする。

b 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者

- c 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について（平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）」に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者
            - イ 受託者は指定介護予防支援事業者として、指定介護予防支援事業に従事する者（保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員）を1名以上配置し、常勤の管理者を置くこと。
            - ウ 認知症総合支援事業を実施するために、認知症地域支援推進員を1名配置すること。
            - エ その他センターに別に委託する事業については、町と協議の上、業務内容に応じて人員配置することとする。
- (2) 兼務関係について
- センターにおける各業務を適切に実施するために、センター以外の業務との兼務は基本的に認められず、センターの業務に専従していることが必要である。
- ただし、以下の場合には、兼務できる。
- ア 専門職員を複数配置する場合には、適切な事務遂行を確保できると判断できるのであれば、センター業務以外の業務を行うことは差し支えない。
  - イ 介護予防支援の事業については、センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受けて行う業務とされている。従って、センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員は、要件を満たすものであれば兼務して差し支えないものである。
  - ウ 利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者は、人員の基準の対象外であるため、兼務して差し支えない。
  - エ 指定介護予防支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならないとされているが、指定介護予防支援の業務及びセンターの業務に従事する場合には、兼務することとしても差し支えない。
- (3) その他
- 配置人員に欠員が生じた場合は、町と協議の上で、不足した職員の補充を速やかに行うこと。なお、1か月以上欠員状態が続く場合は、欠員相当分を委託料から減額することがある。

## 9 委託業務実施上の留意事項

### (1) 運営上の基本的考え方や理念

#### ア 公益性の視点

センターは、町の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行うこと。

センターの運営費用は、町民の負担する介護保険料や、国・県・町の公費によ

って賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行うこと。

#### イ 地域性の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行うこと。

地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議、地域支え合い協議体、民生委員定例会、地域密着型サービス運営協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むこと。

#### ウ 協働性の視点

センターの業務は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の実施体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えること。

地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティアなどさまざまな関係者がそれぞれの能力を生かしながら相互に連携し、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう、総合的なケアマネジメントを行うこと。

### (2) 地域との連携

地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組むこと。また、支援困難ケースなどにも迅速に対応できるよう日常的に地域の様々な関係者や関係機関との連携を図ること。

### (3) 町との連携

センターの業務は多岐にわたり、町の様々な関係部署等と密接に関係しているため、日常的に連携を図るとともに、町が主催する会議等に参加し地域課題の解決に取り組むこと。

### (4) 個人情報の保護

センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意すること。

ア 業務に関係ない目的で使用しないこと。

イ 不特定多数の者に漏れることがないように情報管理を徹底すること。

ウ センターにおける各事業の実施に当たり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。

エ 個人情報の取り扱いについては、東郷町個人情報保護条例（平成16年東郷町条例第40号）及び関係法令（ガイドライン等を含む。）等を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。



(5) 相談台帳等の管理

相談台帳等必要な記録を行うとともに、個人情報保護等を踏まえ適切な管理を行うこと。

(6) 損害保険

想定される業務内の事故等に対して、受託者が損害賠償責任保険に加入すること。また、必要な場合は速やかに町の報告すること。

(7) 苦情対応

センター（指定介護予防支援事業所）に対する苦情対応窓口を設置し、速やかに対応すること。

(8) 事業計画・実績報告

ア センターの業務に関し、運営方針と地域の特性を考慮した年間事業計画を町に提出すること。

イ 受託者は業務に係る実績を業務実施月の翌月10日までに町に報告すること。

ウ 年度終了後には年間事業報告を町に提出すること。

(9) 法令等の遵守

受託者はセンターを運営するに当たり、法及び関係法規を遵守すること。

(10) 経理区分

経理区分は、委託料と介護報酬を明確に区分して処理すること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、委託者と協議の上決定すること。

